

か、契約主体の偽りであるとかいった違法事由については、仮にそれらが事実であるとしても、人の生命・身体の安全に脅威を及ぼすようなものではなく、原告らの主張する健康被害の恐れとの条件関係すら存しないということである。

原告らが反論イにおいて主張するように、広域処理の必要性が地方自治法2条14項の法律問題であるとしても、同様である。

- (3) 原告らが引用する2判決は、被告（国）の違法行為が原告（刑事弁護人）の接見交通権を直接的かつ現実に侵害しており、原告の精神的苦痛との条件関係はもとより、因果関係の相当性も明らかな事案である（ただし、前者の横浜地裁判決は、控訴審である東京高裁平成21年5月21日判決（訟務月報55巻10号3023頁）により破棄されている。）。

これに対して、本件は、前述のように、条件関係すら認めがたい事案であり、しかも、現に発生した侵害でも、将来の発生が科学的に証明された侵害でもなく、科学的根拠のない主観的な「恐れ」や「不安感」であり、前記2判決とは、全く事案の内容を異にする。

よって、原告らが引用する裁判例は、本件において、全く参考になるものではない。

なお、最高裁平成6年3月24日判決（判例時報1501号96頁）は、建築基準法及び東京都公害防止条例に違反する工場の操業について、「工場等の操業が法令等に違反するものであるかどうかは、右の受忍すべき程度を超えるかどうかを判断するに際し、右諸般の事情の一つとして考慮されるべきであるとしても、それらに違反していることのみをもって、第三者との関係において、その権利ないし利益を違法に侵害していると断定することはできない。」と判示している。

- (4) 反論ウにおいて、原告らが主張する慰謝料額の算定についての主張は、的外れというほかない。ひき逃げ等の違法事由は、被害の拡大に直接的に影響

するものである以上、慰謝料増額事由になり得るが、被害の拡大と何ら関連性がない加害者のシートベルト不着用が慰謝料の増額事由となることなどあり得ない。

4 「同(3)」及び「同(4)」について
第2に述べるとおりである。

5 「同(5)」について
3で述べたとおりである。

6 「同(6)」について

原告らの主張は、その主張に係る被告の各違法事由について、それ自体を不法行為と主張しているのか、被告北九州市の行為の違法性の判断要素と主張しているのか、慰謝料額算定の斟酌要素と主張しているのか、論旨が完全に混乱しており、反論が困難である。

第2 原告ら準備書面3の第4に対する反論

1 立証責任について

原告らは、「健康被害等の主張・立証責任」と題して縷々主張した上で、結論として、「被告らの行っている行為が、原告らの生命・身体・健康を侵害する恐れのあることを示せば十分である。そして、以上のように被告らにおいては、それが無害なものであることを厳格に主張・立証しなければならず、これができない以上、原告らに発生している健康被害に対する精神的苦痛を賠償する責任がある。」(原告ら準備書面3の7ページの③のi)、「被告らが主張立証すべき程度は、原告ら市民の生命・身体・健康に対するいささかの悪影響も、その可能性もない(一時かつ多量に放射性物質に晒される急性放射線障害でもない限り、その被害は5年、10年、20年と、晩発性に発症するものであることは公知の事実であり、現時点では「可能性の否定」までなされなければならない)ことが主張・立証されなければならない。」(同ii)と主張する。